

別 冊

地域振興県土警察常任委員会資料

(平成30年4月20日)

「弾道ミサイル災害への初動対応マニュアル」の策定について

[資料]

- 1 鳥取県弾道ミサイル災害への初動対応マニュアル

危機管理局

鳥 取 県
弾道ミサイル災害への初動対応マニュアル

平成30年3月
鳥取県危機管理局

目 次

第1	総則	2
第2	弾道ミサイル発射に関する情報提供等	12
第3	現場の即応対応	15
第4	関係機関の連絡体制・現場の初動対応等	16
第5	救助・救急搬送、救急医療活動における連携	23
第6	原因物質特定における連携	26
第7	除染における連携	29
第8	避難住民の救援	30
第9	海上において事案が発生した場合の連携	30
資料	Jアラートによる情報伝達	31

※様式については添付を省略しています。

【参考資料】

- 鳥取県 NBCR 対処現地関係機関連携指針（平成18年2月）

第1 総則

1 マニュアルの目的

このマニュアルは、鳥取県において弾道ミサイルによる武力攻撃等から県民等の生命・身体及び財産を保護し、県民生活・県民経済に及ぼす影響が最小となるよう、ミサイルによる災害への対処措置、住民の避難、避難住民等の救援などの国民保護措置等を的確かつ迅速に実施できることを目的とする。

2 マニュアルの範囲

このマニュアルは、弾道ミサイル発射時から災害発生時における迅速かつ的確な初動対応を行うため、発射時の県民等への情報提供から始まり、災害発生時の連絡体制及び初動対応（警戒区域等設定、住民避難等）、救助・救急搬送、救急医療及び原因物質の特定、除染並びに避難住民の救援の各活動場面ごとの現場等における関係機関の連携を示したものである。

3 マニュアルの要旨

このマニュアルは、ミサイル発射時から災害発生現場の各場面において

- 発射時の県民等への情報提供においては、(国)、県、市町村
- 現場の即応対応においては、市町村、警察、消防
- 連絡体制・初動対応〔警戒区域等設定、住民避難（屋内避難を含む）〕等においては、全ての関係機関
- 救助・救急搬送、救急医療においては、県、消防、医療機関
- 原因物質の（簡易）検知・特定においては、警察、消防（化学剤の鑑定は警察、生物剤の鑑定は県が実施）
- 除染においては、消防（被災者、隊員）、自衛隊（エリア除染）
- 避難住民の救援においては、県、市町村

をそれぞれ中心にした関係機関の連携で構成されている。

現地における関係機関の連携を調整するため、必要に応じて「現地調整所」を設け、消防又は警察が中心となって相互に協力して運営することとする。

また、弾道ミサイルの弾頭の種類（NBCR）を落下前に特定することは困難であるとともに、被害の様相及び対応は大きく異なる。例えば、生物剤と化学剤では、原因物質の作用速度（発症の時間）、救助の際の留意点、二次汚染（感染）の形態等が相違し、その発生直後の対応が異なることに留意する必要がある。

このマニュアルは、基本的には化学剤（C）・生物剤（B）の場合を想定しているが、核（N）、放射性物質（R）については、本マニュアルに規定しているモニタリング等以外の対応は、原則としてこれに準拠するものとする。

4 基本的な初動対応

上記マニュアルの要旨を踏まえ、弾道ミサイル災害の基本的な初動対応としては、下記のとおりとする。

なお、国により武力攻撃事態であることの認定が行われていない場合、鳥取県危機管理対応指針及び県・市町村地域防災計画に基づき迅速に初動対応を行うものとする。

(1) 着弾場所の特定と警戒区域等の設定

全国瞬時警報システム（Jアラート）の鳴動後、県（危機管理局）は、先ずは国（消防庁）へ具体的な着弾場所を確認する。併せて、市町村、警察・消防への住民からの通報や消防防災ヘリコプター等の情報を確認する。

着弾場所を特定し弾頭等の原因物質が判明するまでの間は、原則、屋内避難を基本とするが、緊急的に住民の安全確保、二次災害防止のため、着弾場所付近（火災や家屋、植栽等の倒壊など現に被害が発生している区域）の住民を一時的に安全な公民館や学校などの建物（屋内）へ誘導する。

※「一時的に安全」とは、ミサイルの着弾場所が風下の場合は、風上の方向へ、また着弾場所が風上の場合は、風向に対し垂直方向へ避難することをいう。

また、住民等への危険性・リスクを最大限に考慮し、消防警戒区域（※概ね半径2キロメートルを目安）を設定するとともに、市町村等を通じて区域内住民等へ周知する。

(2) 弾頭の種類（NBCR）など原因物質の検知・特定

警察、消防を中心に原因物質の検知・特定を行う。

(3) 住民の避難（屋内避難を含む）

市町村は、警戒区域設定により区域外に避難所を開設し、防災行政無線等を活用して区域内の住民・事業所等へ避難の呼びかけを行うとともに、警察・消防等と連携し避難誘導を実施する。

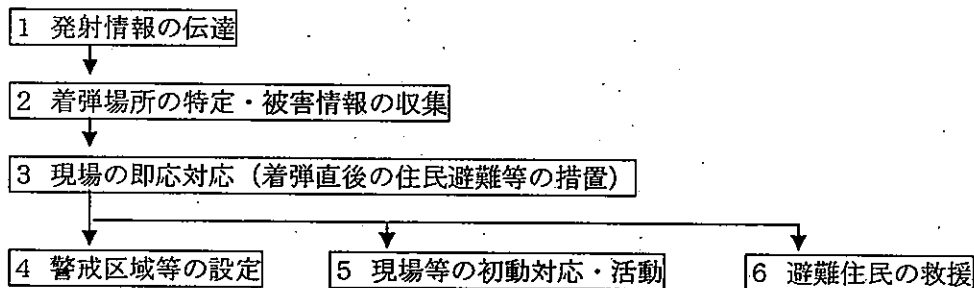
(4) 現地及び現場付近の広報

現地関係機関は、現場及び現場付近の住民に対し混乱（パニック）が生じないように、必要に応じて下記事項の広報を行う。

- ・現場周辺への立ち入り禁止
- ・避難誘導
- ・弾頭物質による危険性（健康被害）など

特に、弾頭物質による危険性については、弾頭にBCRが装填されていた可能性が高い場合は、必要に応じて使用された材種、当該材種によって認められる特徴的な症状、当該症状が認められた場合の対応方法等について適宜広報を行う。

◆初動対応の流れ



※4 警戒区域等の設定から6 避難住民の救援については、順次又は同時に対応

◆初動対応の各項目の概要

1 発射情報の伝達

- (1) J アラート（防災行政無線、あんしんトリプルメール）等で直接住民へ情報伝達と緊急避難行動（屋内避難）の呼びかけ

2 着弾場所の特定・被害情報の収集

(1) 着弾場所の特定

国や市町村、警察・消防からの情報、消防防災ヘリコプター等の情報による着弾場所を特定

(2) 初期の被害情報の収集

① 着弾場所付近の住民等からの情報収集（消防団や自治会長等。ソーシャルメディア上の情報収集）

② 消防防災ヘリコプター等の情報（ヘリコプターテレビ中継システム（ヘリテレ）映像など）

なお、初期の被害情報は、消防警戒区域の設定などの初動対応のため、下記項目をできる限り収集すること。

- i) 人的被害（倒れている人の状況・症状）
- ii) 動物被害（死骸、中毒症状）
- iii) 火災被害（延焼状況、延焼範囲、煙の状況（風向の確認））
- iv) 建物被害（倒壊状況、屋根瓦の状況、被害の範囲）
- v) その他（衝撃痕、異臭、植物の枯具合など）

◎国民保護法上の措置

- ・国⇒国民保護対策本部設置の指定の通知、警報の発令
- ・県⇒国民保護対策本部設置の指定の通知【様式 1-1,2,3】、警報の通知【様式 2】
※緊急通報の発令（国の警報を待たず緊急を要する場合）【様式 3-1,2】
- ・市町村⇒警報の伝達（県からの警報の通知を、サイレン、防災行政無線等を通じて住民に伝達）
※県による緊急通報の発令を受けて、警戒区域の設定や退避の指示を実施。

3 現場の即応対応（着弾直後の住民避難等の措置）

(1) 着弾場所付近から避難する住民に対し、防災行政無線等により屋内避難や一時的な避難を呼びかけ

(2) 市町村・警察・消防による一時的な避難場所（屋内施設）等の住民への周知

4 警戒区域等の設定（図 2 参照）

(1) 消防警戒区域の設定

着弾場所から概ね半径 2 キロメートルを最大の区域とし、その中にホットゾーン等を設定

(2) 警戒区域の設定

消防等の簡易検知により、消防警戒区域の見直しとともに必要に応じて警戒区域を設定

(3) 初動対応時の戦略的措置（警戒区域等設定時の留意・検討事項）

住民避難や救援、二次災害への対応など今後の展開を想定した広域的・戦略的な対応として、交通規制や災害対応拠点の確保などを先行的に検討・措置すること。

5 現場等の初動対応・活動

(1) 避難誘導：（消防）警戒区域内の住民の避難誘導

(2) 救助・救急医療等：負傷者等の救助・搬送など緊急医療措置

(3) 原因物質の特定：警察を中心に原因物質を特定

(4) 除染：消防（被災者、隊員）・自衛隊（エリア除染）を中心に除染

◎国民保護法上の措置

- ・ 県、市町村⇒国へ「避難に関する事項」を報告
- ・ 国⇒避難措置の指示
- ・ 県⇒避難の指示の通知【様式 4-1,2,3】
- ・ 市町村⇒避難の指示の伝達、避難実施要領の策定【様式 4-4】

6 避難住民の救援

県・市町村は、避難所を開設し、住民を誘導するとともに、物資等の支援を実施する。

◎国民保護法上の措置

- ・ 国⇒救援の指示の発令
- ・ 県⇒救援の指示の通知【様式 5-1,2】

5 各機関の主な役割 (概要)

注 [] は鳥取県国民保護計画による役割

		主 な 役 割	原因物質の特定	除 染
	消 防	消防警戒区域設定 (ゾーニング)、退去命令・立入制限、簡易検知活動、消火活動、救出・救助、トリアージ、救急搬送、日本中毒センターとの中毒情報交換、災害・中毒・医療の各情報の集約	簡易検知	一次除染 (被災者、隊員、装備)
	警 察 海上保安部	警戒区域設定、避難指示・誘導、救出・救助活動、検体採取、交通規制、捜査・治安維持活動、[汚染拡大防止措置]	簡易検知 原因物質 (化学剤「C」) の特定 (県警察科学捜査研究所)	一次除染 (隊員、装備)
	自衛隊	救出・救助活動、住民避難の支援、避難住民の誘導・搬送、危険物 (不発弾等) の保安・除去	簡易検知	汚染 (感染) エリアの除染
	日赤 (指定公共機関等)	日赤による自主派遣、医療救護班の派遣、医療救護所の設置、トリアージ、医療情報の提供、被災者受入調整、救援物資の搬送・配分		二次除染 (医療行為前の除染)
	市町村	広報、警戒区域設定、避難施設の開設、避難勧告、避難指示、[退避の指示] 避難誘導、避難所運営、被災者の救援、応急公用負担、[国民保護対策本部の設置・運営] [危険物質の保安対策]		
県	病院局	県立病院 (災害拠点病院) の受入調整 県立病院医師による医療救護班		注：県立中央病院のみ対応可
	福祉保健部	医療救護班の派遣、医療救護所の設置協力・運営支援、医療機関の総合受入調整、医師派遣要請、医薬品の調達、保健衛生、医療に関する隣接県との連絡調整、治療薬の確保、感染症サーベイランスの強化、感染症者の移送、健康相談窓口等の設置	医療機関を通じて被災者の血液、吐しゃ物等の検体を県衛生環境研究所へ搬送	除染液 (次亜塩素酸塩水溶液) の調達

	生活環境部	<p>[汚染拡大防止措置] N・Rにおけるモニタリング</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原因物質（核「N」、放射性物質「R」）におけるモニタリング（放射性物質汚染の範囲特定に資する情報収集）（原子力環境センター等） ・原因物質（生物剤「B」）の特定（衛生環境研究所又は国立感染症研究所） 	
県	危機管理局	<p>弾道ミサイルに関する情報連絡会議・危機管理委員会・緊急対応チーム・災害対策本部等の設置運営、気象情報の収集・提供、消防防災ヘリの運用、緊急消防援助隊派遣要請、自衛隊の派遣要請、[鳥取県国民保護対策本部の設置・運営]、[被災情報の収集・提供]、[国、他県、市町村、消防、警察、指定地方公共機関等との連絡調整など総合調整]、[警報の通知、避難の指示、避難住民の救援]、[退避の指示、緊急通報の発令]、[警戒区域設定]、[汚染拡大防止措置] など</p>		<p>(注) 汚染物品の扱い</p>

(注) 県（危機管理局）は、汚染の拡大を防止するため関係機関と連絡調整を行い、放射性物質、サリン等と同等以上の毒性を有すると認められる化学物質、生物剤及びそれらによって汚染された物品等について廃棄等の調整を行う。

◆各機関の主な役割(時系列) ※本タイムラインは基本的な行動等を示したものである。

対応	項目	国	対策本部 (対策本部)	市町村	消防	警察 海上保安部	自衛隊	日赤 (指定公共 機関等)	
1 発射情報の伝達	弾道ミサイル発射								
	発射情報提供、避難の呼びかけ	<input type="checkbox"/> Jアラートでの情報発信	Jアラートの情報伝達(あんしんトリピーメール、市町村防災行政無線、緊急速報(エリア)メール等)、緊急避難行動の伝達						
	落下推定情報、屋内避難の呼びかけ	<input type="checkbox"/> エムネットでの情報発信	<input type="checkbox"/> あんしんトリピーメール、Jアラート、緊急速報メール等で落下推定情報提供、屋内避難実施の呼びかけ	<input type="checkbox"/> 防災行政無線等で落下推定情報提供、屋内避難実施の呼びかけ					
	職員参集		<input type="checkbox"/> 職員の自動参集	<input type="checkbox"/> 職員参集	<input type="checkbox"/> 職員参集	<input type="checkbox"/> 職員参集	<input type="checkbox"/> 職員参集	<input type="checkbox"/> 職員参集	
	広報		<input type="checkbox"/> 屋内避難の呼びかけ等	<input type="checkbox"/> 屋内避難の呼びかけ等					
	本部等設置・運営	<input type="checkbox"/> 対策本部設置	<input type="checkbox"/> 危機管理対策本部(仮称)設置	<input type="checkbox"/> ○○対策本部設置	<input type="checkbox"/> ○○対策本部設置	<input type="checkbox"/> 災害警戒本部設置	<input type="checkbox"/> ○○対策本部設置	<input type="checkbox"/> 支部国民保護警戒本部設置	
2 着弾場所の特定	弾道ミサイル落下								
	着弾・被害情報の収集・共有	<input type="checkbox"/> 国からの情報	<input type="checkbox"/> 国に対し着弾場所を照会 <input type="checkbox"/> 消防へり出動 <input type="checkbox"/> 被害状況等の市町村への照会(消防庁報告) <input type="checkbox"/> 安否確認(職員、施設等) <input type="checkbox"/> 気象情報の収集	<input type="checkbox"/> 被害状況等の調査(消防庁報告) <input type="checkbox"/> 安否確認(職員、施設等)	<input type="checkbox"/> 被害状況等の調査(消防庁報告)(119番通報)	<input type="checkbox"/> 被災状況の情報収集(110番通報) <input type="checkbox"/> 警察へり出動	<input type="checkbox"/> 被災状況の情報収集 <input type="checkbox"/> 航空偵察の開始	<input type="checkbox"/> 被災状況の情報収集	
	【法定通知】警報	<input type="checkbox"/> 警報の発令	<input type="checkbox"/> 警報の通知(市町村等)	<input type="checkbox"/> 警報の伝達(住民)		<input type="checkbox"/> 警報の伝達(住民)			
	【法定通知】緊急通報(危険の緊迫時のみ)		<input type="checkbox"/> 緊急通報の発令(市町村等) <input type="checkbox"/> 退避の指示	<input type="checkbox"/> 緊急通報の伝達(住民) <input type="checkbox"/> 退避の伝達(住民)		<input type="checkbox"/> 緊急通報の伝達(住民)			
	【法定通知】国民保護対策本部設置の指定	<input type="checkbox"/> 国民保護対策本部設置の通知	<input type="checkbox"/> 国民保護対策本部設置 <input type="checkbox"/> 現地国民保護対策本部設置	<input type="checkbox"/> 国民保護対策本部設置 <input type="checkbox"/> 現地国民保護対策本部設置		<input type="checkbox"/> 県警察武力攻撃事態等対策本部設置		<input type="checkbox"/> 支部国民保護対策本部設置(非法定) <input type="checkbox"/> 現地国民保護対策本部設置(非法定)	
	リエゾン派遣、先遣隊出動等	<input type="checkbox"/> 被災県への派遣	<input type="checkbox"/> リエゾン派遣(被災市町村役場)	<input type="checkbox"/> リエゾン派遣(県へ)	<input type="checkbox"/> NBCR部隊出動(先遣隊出動) <input type="checkbox"/> 県へのリエゾン派遣	<input type="checkbox"/> 機動隊出動(先遣隊出動) <input type="checkbox"/> 県へのリエゾン派遣	<input type="checkbox"/> 自衛隊先遣隊の出発 <input type="checkbox"/> 県へのリエゾン派遣	<input type="checkbox"/> 日赤自主派遣準備 <input type="checkbox"/> 医療看護班派遣準備 <input type="checkbox"/> 県へのリエゾン派遣	
	放射線モニタリング		<input type="checkbox"/> モニタリング強化、モニタリング車等の準備						
	広報		<input type="checkbox"/> 屋内避難の呼びかけ、落下情報等	<input type="checkbox"/> 屋内避難の呼びかけ、落下情報等					
支援要請		<input type="checkbox"/> 自衛隊の派遣要請 <input type="checkbox"/> 緊急消防援助隊派遣要請							

◆各機関の主な役割(時系列)

対応	項目	国	原 則 部 隊 (対策本部等)	市町村	消防	警 察 海 陸 保 安 部	自衛隊	日赤 (指定公共 機関等)
3 現場の即 応対応	一時的な屋内 避難の指示・誘 導		<input type="checkbox"/> 一時的な屋内 避難の指示・誘 導	<input type="checkbox"/> 一時的な屋 内避難の指示・ 誘導	<input type="checkbox"/> 一時的な屋 内避難の指示・ 誘導	<input type="checkbox"/> 一時的な屋 内避難の指示・ 誘導	<input type="checkbox"/> 一時的な屋 内避難の指示・ 誘導	
	広報		<input type="checkbox"/> 原則屋内避難 の呼びかけ等	<input type="checkbox"/> 原則屋内避 難の呼びかけ 等				
4 消防警戒 区域の設 定	消防警戒区域 設定等		<input type="checkbox"/> 消防警戒区域 設定	<input type="checkbox"/> 消防警戒区 域設定	<input type="checkbox"/> 消防警戒区 域設定	<input type="checkbox"/> 消防警戒区 域設定 <input type="checkbox"/> 交通規制	<input type="checkbox"/> 消防警戒区 域設定	
	検知活動				<input type="checkbox"/> 簡易検知	<input type="checkbox"/> 簡易検知	<input type="checkbox"/> 簡易検知	
	広域的・戦略 的な措置		<input type="checkbox"/> 広域的な交通規 制、う回路の設 定 <input type="checkbox"/> 拠点施設(場 所)の選定・確保 (各部隊の拠点、物 資の集積拠点等) <input type="checkbox"/> 学校や商業施 設、農水産・食品施 設等の安全対策 <input type="checkbox"/> 要配慮者・施設 の「避難支援等	<input type="checkbox"/> 広域的な交 通規制、う回路 の設定 <input type="checkbox"/> 拠点施設 (場所)の選定・ 確保(各部隊の 拠点、物資の集 積拠点等) <input type="checkbox"/> 学校や商業 施設、農水産・ 食品施設等の 安全対策 <input type="checkbox"/> 要配慮者・ 施設の「避難支 援等		<input type="checkbox"/> 広域的な交 通規制、う回路 の設定		
広報		<input type="checkbox"/> 屋内避難の呼 びかけ等	<input type="checkbox"/> 屋内避難の 呼びかけ等		<input type="checkbox"/> 交通規制の 周知			
5 現場等の 初動対応 (救助・医 療・原因物 質の特定・ 除染等)	現地対応				<input type="checkbox"/> 現地指揮 所、現地調整所 の設置	<input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> 現地指揮 所、現地調整所 の設置 <input type="checkbox"/> 捜査・治安 維持活動	<input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> 現地指揮 所、現地調整所 の設置	<input type="checkbox"/> 現地指揮所 の設置
	救助・救急医療 等		<input type="checkbox"/> 災害拠点病院 の受入調整 <input type="checkbox"/> 医療救護班派 遣 <input type="checkbox"/> 医療救護所設 置運営支援 <input type="checkbox"/> 医療機関の総 合受入調整 <input type="checkbox"/> 医薬品調達 <input type="checkbox"/> 医師派遣要請 <input type="checkbox"/> 治療率確保 <input type="checkbox"/> 感染症サーベ ランスの強化 <input type="checkbox"/> 感染症者移送		<input type="checkbox"/> 消火活動 <input type="checkbox"/> 救出・救助 <input type="checkbox"/> 医療救護 所・除染所の設 置 <input type="checkbox"/> トリアージ <input type="checkbox"/> 救急搬送 <input type="checkbox"/> 災害・中毒・ 医療等の情報 の集約	<input type="checkbox"/> 救出・救助 <input type="checkbox"/> 被災者の捜 索 <input type="checkbox"/> 緊急輸送へ の協力	<input type="checkbox"/> 救出・救助	<input type="checkbox"/> 医療救護所 の設置 <input type="checkbox"/> トリアージ <input type="checkbox"/> 医療情報の 提供 <input type="checkbox"/> 被災者受入 調整
	原因物質の特 定		<input type="checkbox"/> 鑑定依頼(生物 剤)		<input type="checkbox"/> 中毒情報交 換	<input type="checkbox"/> 検体採取 <input type="checkbox"/> 鑑定依頼 (化学剤)		
	危険物の保安・ 除去				<input type="checkbox"/> 原因物質の 収去、原因物質 の収納容器の 収去		<input type="checkbox"/> 不発弾等の 保安・除去	
	除染				<input type="checkbox"/> 除染		<input type="checkbox"/> 除染	
	【法定通知】 避難の指示	<input type="checkbox"/> 避難措置の 指示	<input type="checkbox"/> 避難の指示の 通知(市町村等) <input type="checkbox"/> 避難誘導	<input type="checkbox"/> 避難の指示 (住民) <input type="checkbox"/> 避難実施要 領策定 <input type="checkbox"/> 避難所開設 <input type="checkbox"/> 避難誘導	<input type="checkbox"/> 避難の指示 (住民) <input type="checkbox"/> 避難誘導	<input type="checkbox"/> 避難の指示 (住民) <input type="checkbox"/> 避難誘導	<input type="checkbox"/> 避難の指示 (住民) <input type="checkbox"/> 避難誘導	

◆各機関の主な役割(時系列)

対応	項目	国	県 (対策本部等)	市町村	消防	警察 消防保安部	自衛隊	日赤 (指定公共機関等)
5 現場等の 初動対応 (救助・医療・原因物質の特定・除染等)	広報		<input type="checkbox"/> 避難誘導、医療情報等 <input type="checkbox"/> 原因物質の特定と対応の広報	<input type="checkbox"/> 避難誘導、医療情報等 <input type="checkbox"/> 原因物質の特定と対応の広報				
6 避難住民の 救援	【法定通知】 救援の指示・実施	<input type="checkbox"/> 救援の指示	<input type="checkbox"/> 救援の実施(食料、毛布、生活用品等、バス等交通手段の手配) <input type="checkbox"/> 救援物資の輸送・配分 <input type="checkbox"/> 医療機関との連絡調整 <input type="checkbox"/> 避難者の心のケア <input type="checkbox"/> 健康相談窓口や住宅相談窓口等の設置	<input type="checkbox"/> 救援の実施(食料、毛布、生活用品等、バス等交通手段の手配) <input type="checkbox"/> 救援物資の輸送・配分		<input type="checkbox"/> 治安維持活動	<input type="checkbox"/> 救援物資の輸送・配分	<input type="checkbox"/> 救援物資の輸送・配分
	医療							<input type="checkbox"/> 医療の提供
	広報		<input type="checkbox"/> 避難情報、医療情報等 <input type="checkbox"/> 安否確認	<input type="checkbox"/> 避難情報、医療情報等 <input type="checkbox"/> 安否確認		<input type="checkbox"/> 交通規制の周知		<input type="checkbox"/> 安否確認

【参考】時系列による基本的なミサイル災害（化学剤）対処一覧（概要）

・凡例： ◎主たる対処機関 ○従たる対処機関

※自衛隊の活動は、発生場所が近傍等で早期の派遣要請、現場到着がなされた場合

対処の推移\機関名	消 防	警察・海保	日 赤 (指定公共 機関等)	県	市町村	自衛隊
発射時の情報提供				◎	◎	
住民からの通報受理	◎	◎		○	◎	
警戒区域等設定	◎	○		○	◎	○
避難（退避）指示・誘導	◎	◎		◎	◎	○
避難住民の救援				◎	◎	
交通規制		◎				
簡易検知	◎	◎				○
救出救助	◎	○				○
現地調整所の設置・運営（注1）	◎	◎	○	○	○	○
応援派遣要請	○	○		◎	◎	
被災者の除染	◎					○
トリアージ	◎		◎			
医療救護所の設置	◎		◎	○		○
医療機関の受入調整	◎		○	◎		
救急搬送	◎		○	○		
検体採取	○	◎				○
原因物質の特定（注2）		◎		※		
治療			◎			
汚染（感染）エリアの除染		○				◎
汚染物品処分				◎	○	

（注1）現地調整所の設置・運営は、消防又は警察が中心となって相互に協力して行う。

（注2）原因物質の特定は、警察が国等と連携し実施する。

※生物剤については、県等で実施。

6 マニュアルの見直し、修正

このマニュアルは、今後、訓練の検証や市町村・消防・警察等関係機関との協議において見直し、適宜、必要に応じて修正を行うこととする。

7 用語の説明

(1) NBCR災害

核 (Nuclear)、生物剤 (Biological)、化学剤 (Chemical)、放射性物質 (Radiological) による災害。(人為的行為を含む。)

生物剤の例 炭疽菌、ボツリヌス菌、天然痘

化学剤の例 神経剤 (サリン・VX)、びらん剤 (マスタード類)、窒息剤 (ホスゲン・塩素)、血液剤 (シアン化水素 (青酸)・塩化シアン)

(2) ジメチルヒドラジン [性状・対処についてはP.21を参照]

弾道ミサイルの燃料には通常、有害なジメチルヒドラジンが含まれていることが想定され、化学剤と同様な対応が必要である。

(3) 現地調整所

○設置目的 初動措置等に従事する現地関係機関等の情報共有と円滑な連携を確保するため、関係機関の現地代表者が対応を調整する場を警察と消防が中心となり運営・設置する

○設置場所 各機関の現地指揮本部の直近に設置する

○任 務 情報の共有と現場活動にかかる任務分担の協議、調整

○運営方法 各機関の代表者 (指揮権限を有する者またはその代理人) が参加し、消防又は警察が中心となって相互に協力して運営

(4) 情報種別

○ 災害情報

現場の災害状況、被災者の観察結果、除染状況等の情報をいう。

○ 医療情報

医療機関からの収容患者数、収容患者の氏名 (またはトリアージナンバー)・傷病程度及び症状、疑われる物質名その他参考となる情報、受入可能患者数等の情報をいう。

○ 中毒情報

(公財) 日本中毒情報センターからの原因物質名、その毒性及び治療方法その他参考事項の情報をいう。

(5) (公財) 日本中毒情報センター

(公財) 日本中毒情報センターは、化学物質や動植物の成分によって起こる急性中毒について、問い合わせに対する情報提供並びにその治療に必要な情報の収集と整備などを行い、医療の向上を図ることを目的に設立された機関。

また、化学テロ発生時においては、(公財) 日本中毒情報センターは消防機関からの医療、災害情報等の提供、入手等の連絡先として医療機関専用電話番号を設置することで活用すること。

・連絡先：つくば中毒 110 番⇒029-852-9999、大阪中毒 110 番⇒072-727-2499

(6) その他の関係機関

生物剤や放射性物質による災害の場合、必要に応じて、国を通じて下記機関への情報提供や助言を求める。

① 国立研究開発法人 国立感染症研究所

感染症を制圧し、国民の保健医療の向上を図る予防医学の立場から、広く感染症に

関する研究を先導的・独創的かつ総合的に行い、国の保健医療行政の科学的根拠を明らかにし、またこれを支援することを目的とした機関。

感染症の流行や集団発生時には、その疫学調査・外国との感染症情報機関と情報の交換を行っている。

② 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 放射線医学総合研究所

放射線と人々の健康に関わる総合的な研究開発に取り組む国内で唯一の研究機関として、放射線医学に関する科学技術水準の向上を目指し、重粒子線を用いたがん治療研究などの「放射線の医学的利用のための研究」と、万が一に備える「放射線安全・緊急被ばく医療研究」を2つの柱として様々な研究を行っている。

③ 独立研究開発法人 日本原子力開発機構

日本で唯一の原子力に関する総合的な研究開発機構で、主に、原子力の基礎的・応用研究、核燃料サイクルに関する研究開発、放射性廃棄物の処理処分に関する研究開発等を行っている。

第2 弾道ミサイル発射に関する情報提供等

1 要旨

弾道ミサイルが発射され本県へ影響（着弾等）がある場合は、発射情報等について国の「全国瞬時警報システム（Jアラート）」により直接県民へ、また「緊急情報ネットワークシステム（エムネット）」により県・市町村へ伝達される。

これらの情報により国、県、市町村では、それぞれ必要な体制等がとられる。

2 国の対応等

(1) 発射情報等の伝達

国は、弾道ミサイルの発射情報を覚知した場合、発射情報（発射、通過、落下等）や県民の緊急避難行動（屋内避難）について「全国瞬時警報システム（Jアラート）」により市町村の防災行政無線（屋外拡声器等）や緊急速報メールで直接県民に伝達する。

また、国の「緊急情報ネットワークシステム（エムネット）」により県・市町村に対し発射情報等を伝達する。

※Jアラートの情報伝達は、別添資料参照

(2) 体制

国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態の体制については、下記のとおりである。

①内閣官房

緊急事態が発生した際の初動対応では、内閣情報集約センター及び官邸危機管理センターにおいて情報が収集され、事態の状況に応じ、官邸対策室及び政府対策本部が設置される。事態認定に係る閣議決定を経た後、内閣に事態対策本部が設置される。

②消防庁

官邸危機管理センターの対応状況を踏まえ、消防庁情報連絡室又は消防庁緊急事態調整本部を設置する。武力攻撃事態等が認定されたときは、消防庁国民保護対策本部が設置される。

3 県の対応等

(1) 県民への情報伝達

県（危機管理局）は、国からのJアラート等の情報を県の広報手段により県民へ情報伝達を行う。

①Jアラートの情報

あんしんトリピーメールの自動起動により、県民へ情報伝達する。

②エムネットの情報

あんしんトリピーメールやホームページ、ツイッター、フェイスブック等での伝達や市町村・防災関係機関の広報手段による情報伝達に努める。

(2) 体制

県は、Jアラートにより発射情報等が発信された場合は、職員参集メールにより関係職員を自動参集するとともに、弾道ミサイルに関する情報連絡会議や危機管理対策本部等を立ち上げ、必要に応じ市町村等にリエゾンを派遣するなど国や市町村、警察、消防などから情報収集を行うとともに、対応等を協議する。

①本県に影響がない場合 ⇒「弾道ミサイルに関する情報連絡会議」を開催

落下情報等を確認するとともに、県関係の漁船や航空機等の安否確認、今後の県・市町村の対応の確認、さらに県民へ安心情報の提供と注意喚起等を行う。

②本県に影響（着弾等）がある場合

⇒鳥取県危機管理対応指針に基づく「弾道ミサイルに関する危機管理対策本部（仮称）」を開催。

現地の着弾情報や被害情報の収集、国等関係機関の対応状況等を確認するとともに住民避難等の措置を講ずる。

・情報収集は、市町村や現地調整所へのリエゾン派遣及び消防防災ヘリコプターによる現場確認など。なお、当初は情報が混乱・錯綜することが予想されるため、収集・発信・広報・国との調整などの役割を明確にすること。

③体制の移行等

国が武力攻撃事態認定した場合は、鳥取県危機管理対応指針に基づく「弾道ミサイルに関する危機管理対策本部（仮称）」を設置する。

また、国から「県国民保護対策本部」設置の指定の通知により体制を移行するとともに、市町村、警察等防災関係機関、指定地方公共機関等へ通知する。

同様に、「市町村国民保護対策本部」設置・指定を受けた市町村は、当該対策本部を設置（移行）する。

4 国との情報共有・連携（弾道ミサイル発射や着弾状況等）

国（消防庁）へ被害状況及び周辺の避難の状況について、随時報告すること。

また、武力攻撃事態の認定に至った状況・背景やミサイル発射の目的・目標などの下記項目について、着弾後の住民の避難や救援、災害への対処等に支障が生じないように、国（内閣官房や消防庁）や自衛隊から、できる限り具体的な情報提供や指示を受けるなど国と密接に連携すること。

<国への報告事項>

- ・被害状況（火災・災害等即報要領による）
- ・周辺の避難状況（「避難に関する事項の報告」）
⇒屋内避難の有無、広報の実施状況、各警戒区域の状況等
「避難に関する事項の報告」は、国が「要避難地域」の指定等を迅速に行うための重要な情報であるため、遅滞のないよう適時報告する。

<国への確認事項>

- ・武力攻撃事態認定の状況・背景
- ・ミサイル発射の状況〔発射数、発射場所、飛翔方向、着弾地点等〕
- ・迎撃等防衛上の措置状況
- ・ミサイル発射の目的・目標等〔発射の目的や着弾等の状況の分析（失敗で落下したものか、発射目標に着弾したものか）〕
- ・今後のミサイル発射の可能性〔引き続き、当該場所へ飛来の可能性の有無等〕
- ・今後の国の体制や対応〔着弾被害への対応や防衛上の措置など〕

5 落下場所の特定と緊急通報の発令等

(1) 落下場所の特定

Jアラートの鳴動後、県（危機管理局）は、国へ具体的な落下場所を確認する。

国連絡先： 総務省消防庁

併せて、警察・消防への住民からの通報や防災ヘリ等の情報を確認する。

(2) 警報の通知（国民保護法に基づく）

県（危機管理局）は、国が発する警報を市町村及び指定地方公共機関その他の関係機関等にファクシミリ・電子メールなどにより通知する。

市町村は、直ちにその内容を住民及び関係機関等に伝達する。

・警報の内容：事態の現状及び予測、落下地域、その他住民に周知すべき事項

※具体的な実施は、「鳥取県国民保護計画別紙第5避難段階の計画」に基づき対応

(3) 緊急通報の発令（国民保護法に基づく）

県は、弾道ミサイル災害が発生した場合において、当該災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認められるときは、国の警報の発令を待たずに、速やかに「緊急通報」を発令し、対象市町村、指定地方公共機関等にファクシミリ・電子メールなどにより通知する。

この場合、市町村は警察・消防等の現場情報を確認し、退避の指示、警戒区域の設定すること。ただし、県は緊急の必要があると判断するときは、自ら退避の指示、警戒区域の設定の措置を行うことができる。

・緊急通報の内容：弾道ミサイル災害の現状及び予測、警戒区域の設定や区域内の住民等に対し周知させるべき事項

※具体的な実施は、「鳥取県国民保護計画 第2章国民保護措置の概要、2実施要領、

(4)武力攻撃に伴う被害の最小化」に基づき対応

第3 現場の即応対応（着弾直後の住民避難等の措置）

1 要旨

ミサイルの弾頭の物質が不明でその影響等が明確でない場合、原則、屋内避難を基本とするが、緊急的に住民の安全確保、二次災害防止のため、着弾場所付近（火災や家屋、植栽等の倒壊など現に被害が発生している区域）から避難する住民を安全（風上若しくは風と垂直の方向）な公民館や学校などの建物へ一時的に屋内避難するよう誘導する。

2 住民避難の措置

（1）屋内避難を基本

住民が何ら防護手段がなく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるため、原則、屋内避難とする。

（2）着弾場所付近の住民の一時的な避難

ミサイル着弾場所付近で現に災害が発生（火災や建物倒壊等）している地域の住民は、一時的に他の安全な施設（屋内）に避難させる。

①一時的な避難の周知

市町村は防災行政無線（屋外拡声器等）により一時的に指定した公民館や学校等に屋内避難するよう呼びかける。

また、消防防災ヘリコプターや警察ヘリコプターにより一時的な退避を呼びかけるとともに、県はあんしんトリピーメールやツイッター、フェイスブック等も活用して着弾場所付近の住民に対する一時的な屋内避難を呼びかける。

②一時的な避難の誘導

ミサイル落下場所付近で活動を行う防災関係機関は、市町村又は県が指定した公民館や学校等に住民が一時的に屋内避難するよう誘導に努める。

（3）一時的な避難住民への対応

①二次災害の防止

県・市町村は、二次災害を防止するため、一時的な避難住民に対し施設関係者や避難住民以外の者との接触を避けるよう周知する。

また、必要に応じて防護服等を装着した警察又は消防の職員を派遣し、一時的な避難施設を運営する。

②避難所開設後の対応

消防は、必要に応じて一時的な避難住民に対する除染を実施し、新たに開設された避難所へ誘導する。

第4 関係機関の連絡体制・現場の初動対応等

1 要旨

あらかじめ関係機関における連絡体制を整備し、災害発生時の通報を迅速、確実に行う。現地では、必要に応じて「現地調整所」を設置し、関係機関の連携を図る。

2 連絡体制

県民等から弾道ミサイルの落下情報等の通報を受けた場合には、次のとおり対応する。

- ① 警察は、消防・海上保安部・県危機管理局・被災市町村に連絡する。
- ② 消防は、警察・海上保安部・県危機管理局・被災市町村に連絡する。
- ③ 海上保安部は、警察・消防・県危機管理局・被災市町村に連絡する。
- ④ 県（各部局）・市町村は、警察・消防・県危機管理局に連絡する。
- ⑤ 上記 ①～④により連絡を受けた県危機管理局は、被災市町村以外の市町村・自衛隊・県関係部局に連絡する。

3 現場における初動対応

(1) 警察、消防及び海上保安部は、対応に必要な資機材を有する部隊が出動する。

(2) 消防警戒区域等の設定及び現場指揮本部の設置

現場に到着した警察、消防、海上保安部は、情報を共有するとともに、周囲の状況を合理的に判断して、直ちに

- 消防警戒区域や立入禁止区域の設定
- 原因物質の飛散または拡散防止措置
- 付近の関係者及び住民等の避難誘導

を実施したうえで、活動及び連携の便宜を勘案のうえそれぞれの現場指揮本部を設置する。

なお、原因物質が推定できるまでの間のレベル別活動隊の活動範囲のイメージは、[図1-1](#)及び[図1-2](#)のとおりとし、警戒区域等の設定と住民避難については、[図2](#)を参考とすること。

(3) 現地調整所の設置と連携した活動の実施

警察・消防は、対応等に関する協議、連携、任務分担及び情報の共有を行うため、必要に応じて現地調整所を設置するとともに、互いに連携して、被害拡大防止措置をとりながら被災者の救助、一次除染及び救急搬送活動、物質の検知並びに情報収集活動を実施する。

現地調整所においては消防及び警察が中心となって随時協議を行い、現場において活動する機関の総合調整を行う。

(4) 安全の確保

NBCR災害が疑われる現場に出動する各機関の職員は、防護服を着用する等身体の防護措置を講ずること。

(5) 県の対応

現地調整所へ職員を派遣するとともに、下記対応を実施する。

- ・生活環境部（原子力環境センター）：モニタリングポストによる放射線量の確認
- ・危機管理局：モニタリング車の派遣

- ・福祉保健部：発生地を管轄する福祉保健局・保健所は疫学調査班、患者移送調整班の体制を取り、出動する。

※東部圏域については鳥取市保健所に要請を行う。

(6) 市町村の対応

現地調整所へ職員を派遣し、消防・警察と協議して住民の避難勧告（指示）、避難誘導、広報活動を行うとともに、警戒区域等における住民数を把握する。また、安全な場所に一時的な避難施設を開設する。

4 今後の展開を想定した初動対応の戦略的措置の検討（警戒区域等設定時の検討事項）

弾道ミサイル被害に対する住民避難や救援、二次災害への対応などの今後の展開を想定し、広域的・戦略的に対応することが必要である。このため、着弾場所や災害規模等に応じて下記項目について初動の段階から検討・措置すること。

・着弾区域への交通規制

ミサイルの弾頭の物質が不明の段階では、二次被害の拡大防止や警察・消防・自衛隊等の円滑な活動の確保のため、広域的な交通規制（進入禁止）や迂回路を設定すること。その際、迂回路が着弾地点の風下に位置しないよう配慮すること。併せて、負傷者の搬送や部隊の資機材、医療物資等の輸送のため優先的に使用する道路を確保すること。

・拠点施設（場所）の確保

自衛隊や緊急消防援助隊などの各種部隊の集結場所や活動拠点、また物資等の集積、さらに負傷者の搬送のため、近接の一定規模以上の施設（場所）を用途に応じ複数確保すること。

⇒運動公園、野球場、大規模な体育館、空港、港湾施設、大規模な空き地など

・近隣の公共施設や大規模集客施設等への対応

近隣の教育機関（学校、幼稚園等）や大規模集客施設（病院、駅、空港、港、商業施設）、水・食品関連施設（水道施設、農水産施設、食品加工施設、畜産施設等）等への情報提供と安全対策等を周知（指導）すること。

⇒まずは屋内避難の周知。弾頭物質の検知結果により食料品や施設の検査等

・避難行動要支援者（障がい者、高齢者、乳幼児等）への対応

障がい者や高齢者等、さらに病院、老人福祉施設、幼稚園などの自ら避難することが困難な者への避難の支援・救援に特に配慮すること。

図 1-1 レベル別活動隊の活動範囲のイメージ図

(出典：消防庁国民保護防災部参事官付「平成 28 年度救助技術の高度化等検討会報告書」)

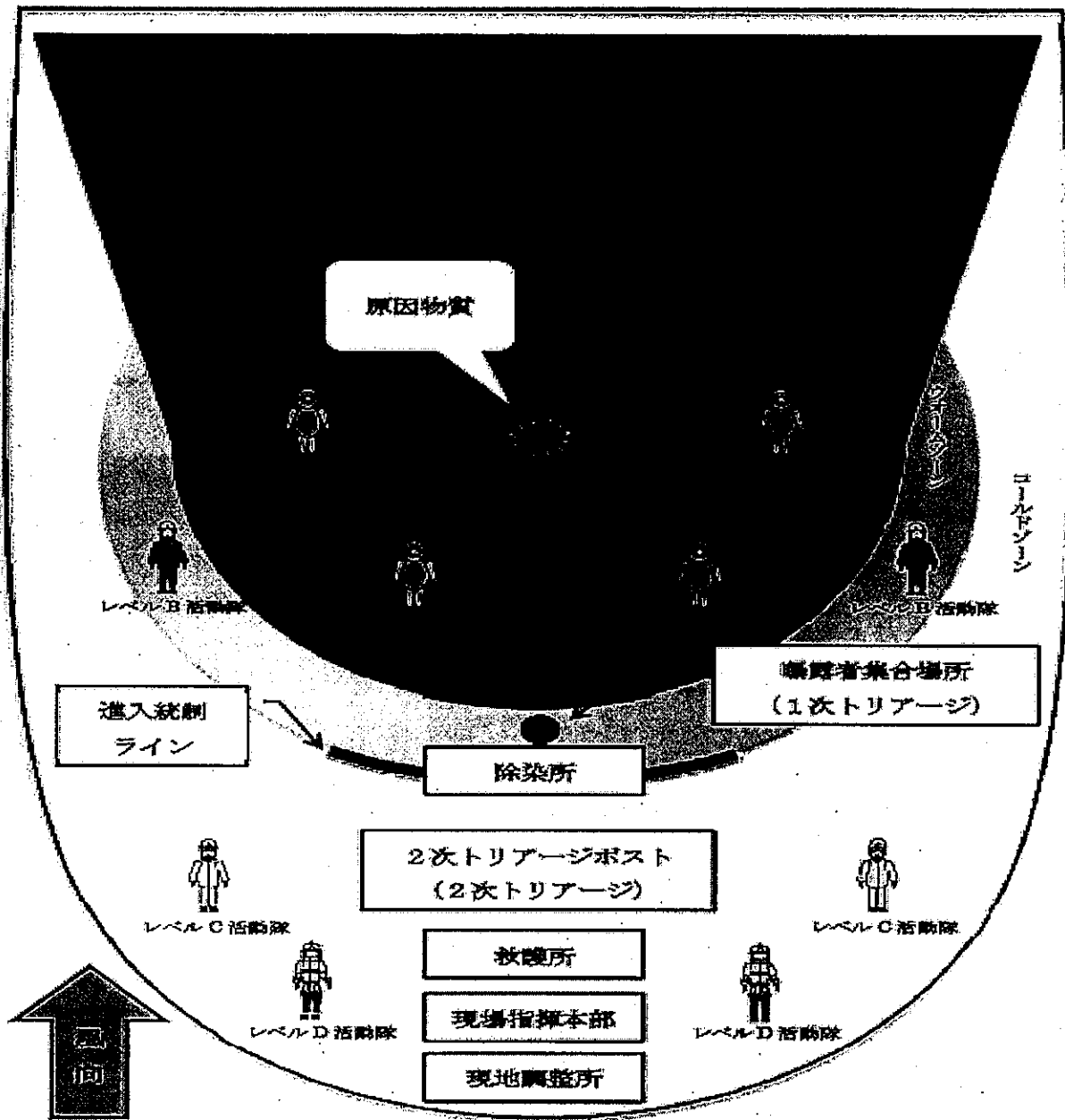


図2 ミサイル着弾に応じた警戒区域等の設定及び住民避難への対応 (B・C弾の場合)

◎ミサイル被害は、弾頭の種類・大きさ、着弾場所、風向・風力などにより大きく様相は異なるため、本対応は基本的な考え方、対応を示したもので、あくまでも目安とするものである。

H29年12月27日作成

	(消防)警戒区域等	住民避難の対応	留意事項
① 着弾地域判明		<p>◆ 国からの情報や目視、住民情報等により、おおよその着弾地域が判明</p> <p>(1) 着弾場所付近 ⇒ 火災や家屋の倒壊などが発生している場所の住民(被災住民)は、煙等を見て風上若しくは風と垂直の方向に避難する。 ※避難は小学校や公民館等の屋内。 ※避難の際、濡れタオル・マスク・手袋・帽子・雨カッパ等で口元及び身体を防護する。</p> <p>(2) 着弾場所から離れている地域 ⇒ 原則として屋内避難とし、行政等からの次の指示を待つ。</p>	<p>● 化学剤、生物剤の感染・汚染を防止するため、原則として屋内避難(換気しない等できる限り密閉性を高める)とする。</p> <p>● 避難は、感染(二次感染を含む)の恐れがあるため、直接的な被災場所から風上等の安全な場所への一時的なもの(できる限り場所を特定すること)</p> <p><根拠資料> ○資料1 P25~P26 ○資料2</p>
② 着弾場所概定・消防警戒区域の設定		<p>◆ ヘリコプター等の情報により着弾場所・被害状況を確認し、消防警戒区域(住民の安全確保と消防活動の効果的実施)を設定</p> <p>(1) ホットゾーン(左図 桃色円形・桃色台形) ・着弾場所の被害状況を確認し、最大の危険区域を想定(最低半径200m以上)し、おおよそ2kmまでの風下地域を区域とする。 ①ホットゾーン(A) ⇒ 風上等への避難(避難先は公民館等の屋内避難とする) ②ホットゾーン(B) ⇒ 原則、屋内避難。ただし、状況により風上等への避難。</p> <p>(2) ウォームゾーン(左図水色:ホットゾーン(A)外周から20m程度) ⇒ 原則、屋内避難。</p> <p>(3) コールドゾーン(着弾場所からおおよそ2km区域(左図黄色円形)) ⇒ 屋内避難。 ※この区域には進入禁止。</p>	<p>● 弾頭物質が不明であるため、着弾場所の被害状況等をヘリで確認し、最大の危険区域を想定し消防警戒区域を設定する。 ※被害状況とは、区域設定の判断目安となる人的被害(倒れている者)や動物の死骸、火災や建物への被害(爆風の影響等)状況など。 ※消防等が検知活動を行う目安。</p> <p><根拠資料> ○資料3 P2-53, P2-78 P2-85, P2-87 P2-89</p>
③ 消防警戒区域の変更		<p>◆ 消防等の検知により消防警戒区域の変更 ・検知結果により各種ゾーンを見直し・変更する。</p> <p>(1) ホットゾーン(A) ⇒ 風上等への避難(避難先は公民館等の屋内避難とする)</p> <p>(2) ホットゾーン(B) ⇒ 風上等への避難又は状況により屋内避難とする。</p> <p>(3) ウォームゾーン ⇒ 原則、屋内避難。</p> <p>(4) コールドゾーン[検知により2kmを縮小(左図 緑色)] ⇒ 屋内避難。</p>	<p>● 消防等により化学剤、生物剤の検知を行う。</p> <p><根拠資料> ○資料3 P2-81</p>
④ 警戒区域設定・誘導・除染		<p>◆ 消防警戒区域を基に警戒区域(立入禁止区域)を設定 ・警戒区域は、コールドゾーンを基に、現地で判別容易な道路等により区切られた区域(コールドゾーンと警戒区域が一致する場合あり)</p> <p>(1) ホットゾーン(A)(B) ⇒ 救助し除染所へ搬送。また既に避難した住民の除染を実施。除染後は救護所・避難所へ搬送。</p> <p>(2) ウォームゾーン ⇒ 屋内避難の者を避難所へ誘導・搬送 ※汚染又は感染の可能性のある者は、除染所へ誘導・搬送</p> <p>(3) 警戒区域=コールドゾーン ⇒ 屋内避難の者を避難所へ誘導・搬送。 ⇒ トリアージを受けずホットゾーンから避難してきた者を除染所に誘導</p>	<p>● 消防、警察、市町村、県により警戒区域を設定し、避難誘導や除染活動を行う。</p> <p>● 現地指揮所、救護所、除染所等の設置</p>

(資料) 1 「国民の保護に関する基本指針」平成28年8月
2 消防庁国民保護・防災部参事官「ジメチルヒドrazilンに対する初期隔離及び防護活動について」平成29年8月16日
3 消防庁国民保護・防災部参事官付「平成28年度救助技術の高度化等検討会報告書」平成29年3月

5 避難措置の指示・避難の指示（国民保護法に基づく）

県（危機管理局）は、国が発する「避難措置の指示」を市町村及び指定地方公共機関その他の関係機関等にファクシミリ・電子メールなどにより通知する。

また、県（危機管理局）は、国が発した「避難措置の指示」を受け、市町村を經由して、要避難地域の住民に対し直ちに「避難の指示」を行うとともに、速やかに国及び関係機関にその内容を報告又は通知する。

・「避難の指示」の内容：避難経路、交通手段、避難先の避難所、市町村へ避難実施要領の作成依頼等・・・・・・避難実施要領【様式 4-4】

※具体的な実施は、「鳥取県国民保護計画 別紙第 5 避難段階の計画」に基づき対応

6 参考（弾頭の種類による初動対応の概要）

弾道ミサイルの搭載物により、初動対応は、大きく異なる。通常弾であれば、大きな爆発とともに、火災を引き起こす場合が多い。

核弾頭であれば、甚大な被害を被るとともに、広域避難を必要とする。

化学剤や生物剤の場合には、原因物質の特定を急ぐとともに、風向を考慮したゾーニングを行うこととなる。また、ミサイルが不発の場合もある。

いずれの場合も、消防、警察、自衛隊等の関係機関の専門的知識を活用し、該当市町村と連携した処置対策を実施する。

(1) 通常弾頭に対する対応

通常弾頭の場合には、NBCR弾頭と比較すると、被害は極限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

残燃料は非対称ジメチルヒドラジン等、有毒物質である場合があり、化学剤と同様な対応が必要である。風下の住民の体調の変化等に注意する。

また、ライフライン（電気、上下水道、通信等）が被害を受けた場合は、早期回復に努める。

◎ジメチルヒドラジンとは

① 性状

ア) 物理的特性

- ・水溶性、比重：0.8、引火点：マイナス 15℃。
- ・特徴的な臭気ある無色で発煙性の吸湿性液体。空気に暴露すると黄色になる。

イ) 物理的・科学的な危険性

- ・蒸気は空気より重く、地面・床に沿って移動する可能性がある。
- ・空気に触れると自然発火することがある。 ・プラスチックを侵す。
- ・燃焼すると有害な窒素酸化物、アンモニア等を生成する。

ウ) 健康に関する危険性

- ・蒸気の吸入⇒呼吸困難、胃痙攣、嘔吐。

なお、心不全、呼吸不全、肝臓壊死、肺水腫を生じることもある。

- ・経皮吸収⇒皮膚熱傷、眼の痛み・視力喪失
- ・経口摂取⇒のどの痛み、胃痙攣、嘔吐、意識喪失

② 対応

ア) 必要な装備

空気呼吸器及び化学防護服を着装し、防火衣を重ね着する。

イ) 火災への対応

- ・引火点が低いため、警戒区域内で裸火、火花等を発生させない。
- ・水噴霧放水（又は耐アルコール性泡消火剤の放水）を行う。
- ・低地に留まらない。

ウ) 除染等

- ・汚染された衣服や靴を脱がせ、暴露した皮膚や眼を流水で20分以上洗浄する。
- ・暴露した皮膚を石けんと水で洗浄する。

*汚染された衣類は、火災の危険性があるため、十分な水ですすぎ洗いする。

エ) 応急処置

- ・医師に速やかに連絡する。
- ・二次暴露を防止するため、十分な装備の消防隊員等が行うか、十分な除染後に行う。

(2) 核弾頭（核爆発）に対する対応(Nに対する対応)

ア) 核爆発に対する対応

核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。

核爆発によって、a：熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、b：爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物からの放射線）と、c：初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうちa及びcは、爆心地周辺において被害をもたらすが、bの灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。

イ) フォールアウトに対する対応

放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。

放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。

以上、避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域への立入制限を確実に行之、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその

乗務員を含む。)のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。

(3) ダーティボム (R) に対する対応

ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対応が必要となる。

(4) 生物剤 (B) に対する対応

生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤の場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。

したがって、厚生労働省と連携した一元的情報収集、データ解析等サーベイランス(疾病監視)により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた医療活動、まん延防止を行うことが重要である。

(5) 化学剤 (C) に対する対応

一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。

このため、国や関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。また、一般的に化学剤はそのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。

(6) 不発の場合に対する処置

ミサイルが着弾したものの爆発等しなかった場合は、弾頭の爆発、NBCR等あらゆる事態を想定した対応が必要となる。また、警戒区域の設定に当たっては、自衛隊と協議し範囲を設定する必要がある。

特に落下物の安全化(爆発物の有無の確認、爆発物の処理)は、自衛隊、消防等の高度な専門部隊の支援が必要となる。

第5 救助・救急搬送、救急医療活動における連携(フローチャート1参照)

1 要旨

この場面では消防を中心に活動し、情報(災害情報・医療情報・中毒情報)の集約と各機関との連携を行う。

2 消防を中心とした情報の集約と現場との連携

消防が中心となって、救助・救急搬送、救急医療における情報を集約し、医療機関やその他関係機関との連携を次の要領で行う。

(1) 消防現場指揮本部との連携

現場の災害情報を集約するとともに、関係機関へ情報提供する。

(2) 医療機関等との連携

- 搬送先病院の選定（病院に対する受入可否の問合わせ）を行う。
被災者多数の場合は、県医療救護対策本部（福祉保健部）が搬送可能な病院を調査し、消防へ情報提供を行うとともに、消防と連携して搬送調整を行う。（注：NCRについては、県立中央病院及び鳥大附属病院で2次除染対応可）
- 医師の派遣要請は県福祉保健部を通じて行う。
- 搬送先医療機関は、患者受入れの後、医療情報【様式6】により、「広域災害・救急医療情報システム」（EMIS）やファクシミリ等で消防に医療情報を送付する。消防は、当該医療情報を県医療救護対策本部（福祉保健部）に提供するとともに、必要に応じて他の医療機関、警察に提供する。なお、当該医療機関は、医療情報を適宜更新する。

(3) (公財) 日本中毒情報センターとの連携

消防は、(公財) 日本中毒情報センターとの窓口となり、災害情報及び医療情報等をセンターに提供するとともに、センターからの中毒情報を搬送先医療機関、消防現場指揮本部、警察に提供する。

(4) 現地医療救護所の設置

- 現地医療救護所は、消防が安全に救助・医療活動を行うことができる場所を選定し設置するものとし、発生地での医療圏域を所管する福祉保健局・保健所、日赤及び医療救護班等関係機関と連携して救助・医療活動を行う。
- 医療機関にあっては、発生地での二次医療圏域ごとに、各災害拠点病院等を中心に医療対応することとする。

3 関係機関の対応能力を超える場合の対処

多数の被災者が発生する等、救助・救急搬送、救急医療に係る関係機関の対応能力を超えるような場合には、広域応援を要請することとする。

- 救助・救急搬送については、発生地を管轄する消防局が相互応援協定を締結した消防局に対し応援を要請するとともに、消防防災ヘリコプターや消防局、自治体所有のマイクロバス等を被災者搬送に活用する。

更に応援が必要な場合は、県（危機管理局）が緊急消防援助隊の派遣要請を国に対して行う。

- 救急医療については、要請に応じて、県医療救護対策本部（福祉保健部）が県内調整及び隣接県へ応援を要請する。

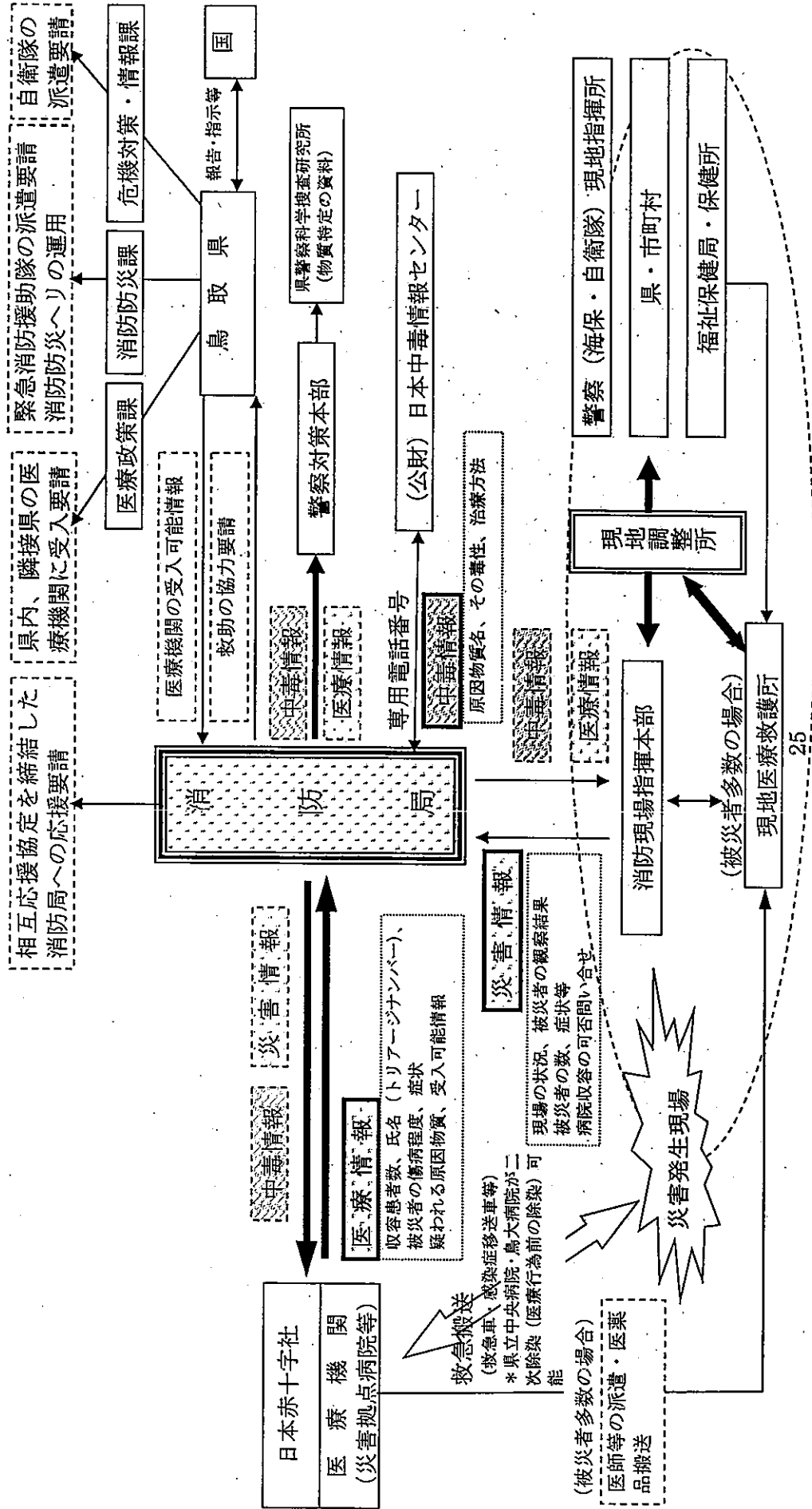
4 自衛隊への派遣要請

県（危機管理局）は自衛隊との連絡を担当し、必要に応じて鳥取県地域防災計画に定める災害派遣（武力攻撃の事態認定前）又は鳥取県国民保護計画に定める国民保護派遣（武力攻撃の事態認定後）を要請する。

弾道ミサイル災害における現地関係機関連携フローチャート1 (救助等)

留意点：2次汚染（感染）防止に留意しながらの被災者の救護（搬送）となる

(被災者多数等の場合)



第6 原因物質特定における連携（フローチャート2参照）

1 要旨

この場面では警察を中心に活動し、鑑定に必要な情報の集約と各機関との連携を行う。
また、原因物質特定時は、消防、福祉保健部に連絡し、医療活動に資する。

2 原因物質の特定

(1) 現場における簡易検知

早期に原因物質の特定を行うため、警察・消防及び自衛隊は、保有する放射線測定器、化学剤や生物剤の検知装置・簡易検知紙・ガス検知器を用いて、可能な限り、災害現場における特定を試みる。

※ジメチルヒドラジンを検知した場合の対応・・・【性状等はP.21参照】

ジメチルヒドラジンの健康被害や除染方法について、住民の混乱を防ぐため、正確な情報提供を適切に周知するよう努めること。

○暴露した者は、除染エリアで除染を行い、速やかに病院へ搬送する。

○住民への広報は、

i) 避難所で周知すること。

ii) あんしんトリピーメールやホームページ、ツイッター、フェイスブックでの伝達や防災行政無線等で周知するとともに、必要に応じてマスコミを通じて広報すること。

(2) 鑑定・判定

警察官等は現場において検体等を採取し、化学剤については鳥取県警察科学捜査研究所（鳥取市）、生物剤については鳥取県衛生環境研究所（湯梨浜町）・国立感染症研究所等が鑑定する。

3 原因物質の特定に当たっての情報共有

(1) 警察を中心とした情報集約

原因物質を早期に特定するためには、災害現場、被災者、原因物質等に関する情報について、鑑定を行う警察に迅速に集約して鑑定作業の参考にする必要があり、関係機関は次の要領で情報連絡を行う。

○ 消防は、災害現場における情報（被災者の行動・言動、被害状況）、被災者の搬送に当たっての被災者の症状（搬送中所見）について警察に連絡する。

○ 医療機関は、受け入れた被災者の症状（臨床的所見）を消防に連絡し、連絡を受けた消防は、警察に連絡する。

○ 福祉保健局・保健所は、医療機関を通じて被災者の血液・吐しゃ物等の検体を県衛生環境研究所に搬送し、県衛生環境研究所又は国立感染症研究所等で検査・分析を行う。（状況に応じ、県衛生環境研究所の職員が医療機関等で検体を受け取り、梱包を行うことも検討。）

その結果について、福祉保健局・保健所は原因物質の特定等に資するよう、警察、消防及び搬送先医療機関に対して情報提供する。

(2) 特定前における情報伝達

原因物質を鑑定中であっても、警察、消防及び自衛隊による簡易検知の結果について情報交換するとともに、現地調整所において、関係機関が情報を共有する。

搬送先医療機関への簡易検知結果の伝達は、消防が行う。

(3) 特定がなされた後の情報伝達

原因物質が警察等の鑑定によって特定された場合、これを迅速に消防及び県福祉保健部に連絡し、連絡を受けた消防は搬送先医療機関、県福祉保健部は福祉保健局・保健所及び現地救護医療所に伝達して、被災者に対する医療措置に資するとともに、現地調整所において、関係機関が情報を共有する。

4 原因物質の特定・分析に係る補助的な活動

(1) 搬送先医療機関は、消防に対して、医療情報を提供する。消防は、個別の搬送先医療機関から得られた医療情報を必要に応じ他の搬送先医療機関に提供する。

(2) 消防は、医療情報を災害情報と併せて、随時、警察に提供する。

(公財)日本中毒情報センターから入手した中毒情報を警察、医療機関に提供する。

(3) 警察、消防、福祉保健部等は、医療情報及び災害情報と併せて、(公財)日本中毒情報センター等の研究機関・専門機関に照会するとともに、入手した情報を、必要な現地関係機関に提供する。

第7 除染における連携

1 要旨

救助活動及び救急搬送活動の実施には、二次感染及び汚染防止の実施、更には除染が必要条件となるので早急な対応を取ること。

除染は、物質除去、脱衣、洗浄（水、石鹼水）等による。

場所、機材の除染は次亜塩素酸塩水溶液（漂白剤、さらし粉）等を使用する。

2 連携要領

関係機関が保有する除染資機材は、機関ごと、NBCR災害の態様ごとに異なるため、除染における連携は地域別・災害の態様別に下表の要領で行う。

被害が大規模等の場合で応援が必要な場合は、発生地を管轄する消防局が相互応援協定を締結した消防局に対し応援を要請し、更に応援が必要な場合は、県消防防災課が緊急消防援助隊の派遣要請を国に対して行う。

自衛隊の派遣要請及び受入れの手続きは、県危機対策・情報課が行う。

	N・R災害	B災害	C災害
東 部 地 域	消防局・警察が一次的な対応 (脱衣、水による洗浄) その後、相互応援協定締結の 消防局、自衛隊の派遣部隊 (注) 汚染物品の扱い	県福祉保健部・福祉保健局・保健所が 中心となって、患者の移動禁止、 移送時のまん延防止等のまん延防止 対策を実施。 必要に応じワクチン接種の実施。	東部消防局が 次除染を実施。 その後、自衛隊派遣部隊が除染。
中 部 地 域			中部消防局が一次除染を実施。 その後、自衛隊派遣部隊が除染。
西 部 地 域			西部消防局が一次除染を実施。 その後、自衛隊派遣部隊が除染。
自衛隊は、広域的な場所、建造物等の除染を実施 福祉保健部・福祉保健局・保健所は、除染液（次亜塩素酸塩水溶液等）、消毒剤、中和剤の調達・分配（現場、搬送先医療機関）を実施			

(注) 県（危機管理局）は、汚染の拡大を防止するため関係機関と連絡調整を行い、放射性物質、サリン等と同等以上の毒性を有すると認められる化学物質、生物剤及びそれらによって汚染された物品等について廃棄等の調整を行う。

第8 避難住民の救援（国民保護法に基づく）

県（各部局）は、国が発する「救援の指示」があった場合は、その内容を市町村及び関係機関へ通知するとともに、県・市町村が避難住民の救援を実施する。

救援は、「避難所の開設・運営」、「炊き出し等食品や飲料水の提供」、「被服・寝具等の生活必需品の提供」、「医薬品・医療の提供」などであり、県・市町村の地域防災計画に準じた対応や県・市町村の連携備蓄用品等を活用する。

※具体的な実施は、「鳥取県国民保護計画別紙第6 避難生活段階の計画」に基づき対応

◎観光客等への配慮

観光客や出張等で県外からの来県者についても、まずは安全確保のため緊急避難場所・避難所へ誘導するが、検知等により安全が確認された場合は、帰路にかかる道路情報や交通機関の運行状況等の情報を提供するとともに、必要に応じて最寄りの交通機関へ搬送するなど配慮すること。

第9 海上において事案が発生した場合の連携

1 要旨

118番等の通報内容から海上における弾道ミサイルの災害であることが疑われる場合には、海上保安部が中心となって、関係機関と情報共有と連携を図りながら、被災者の救出・救助、救急搬送、原因物質の特定、除染活動を行うとともに海上交通の安全を図る。

2 現場における初動対処

現場に到着した海上保安部は、簡易検知、可能な範囲での検体採取、被災者の救出・救助、一次除染及び船舶の回航指導・支援等を実施するとともに、警察、消防、海上自衛隊等の関係機関と相互に連絡を行い、情報を共有する。

3 被災者の搬送

(1) 海上保安部は、関係機関との連携のもとに、被災者に対する救出・救助活動、一次除染、救急搬送活動並びに情報収集活動を実施する。

(2) 被災者の搬送予定の医療機関、消防に情報提供するとともに、巡視船艇・航空機から被災者を消防局に引き継ぐ場合には、引継ぎ予定の港湾又は空港に救急車の派遣を要請する。

4 鑑定依頼及び鑑定結果連絡

(1) 現場にて、検体の採取を行った場合には警察に対してその状況を通報し、採取した検体を渡して鑑定を依頼する。

(2) 必要に応じ、県警からの鑑定結果を現場付近航行船舶等に情報提供するとともに、現場海域の航行回避の指導を行う。

5 その他の連携

上記以外で関係機関との連携を必要とする場合は、その状況に応じて連携を行う。

資料

Jアラートによる情報伝達（第2 弾道ミサイル発射に関する情報提供等 関係）

隣国のX国から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する場合、弾道ミサイルは極めて短時間で日本に飛来することが予想されます。仮に、X国から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合、国は24時間いつでも全国瞬時警報システム（Jアラート）を使用し、緊急情報を伝達します。

Jアラートを使用すると、市町村の防災行政無線等が自動的に起動し、屋外スピーカー等から警報が流れるほか、携帯電話にエリアメール・緊急速報メールが配信されます。なお、Jアラートによる情報伝達は、国民保護に係る警報のサイレン音を使用し、弾道ミサイルに注意が必要な地域の方に幅広く行われます。

Jアラートによる情報伝達の具体的な内容は、ミサイルの飛来に応じ、次のようなミサイル発射情報や避難の呼びかけ等となります。・ ・ ・ 右下の図の番号に呼応しています。

1 日本の領土・領海に落下する可能性がある場合

(1) ミサイル発射情報・避難の呼びかけ

ミサイル発射。ミサイル発射。X国からミサイルが発射されたものとみられます。建物の中、又は地下に避難して下さい。

(2) 直ちに避難することの呼びかけ

直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難して下さい。ミサイルが落下するものとみられます。直ちに避難して下さい。

(3) 落下場所等についての情報（日本の領土・領海に落下）

ミサイル落下。ミサイル落下。ミサイルが●●地方に落下したものとみられます。続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難して下さい。

2 日本の領土・領海の上空を通過した場合

(1) ミサイル発射情報・避難の呼びかけ

ミサイル発射。ミサイル発射。X国からミサイルが発射されたものとみられます。建物の中、又は地下に避難して下さい。

(2) ミサイル通過情報

ミサイル通過。ミサイル通過。先程のミサイルは、●●地方から●●へ通過したものとみられます。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。

3 日本の領海外の海域に落下した場合

(1) ミサイル発射情報・避難の呼びかけ

ミサイル発射。ミサイル発射。X国からミサイルが発射されたものとみられます。建物の中、又は地下に避難して下さい。

(2) 落下場所等についての情報（日本の領海外の海域に落下）

先程のミサイルは、●●海に落下したものとみられます。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。

